

豊橋市における
公共施設使用料に関する意見書

平成29年12月20日

豊橋市公共施設のあり方検討委員会

豊橋市公共施設のあり方検討委員会の意見

平成29年3月に策定された「豊橋市公共施設等総合管理方針」では、コミュニティ関連施設、文化施設、スポーツ施設などの市民利用施設と、庁舎、市営住宅などの行政施設を合わせた建物系施設数は569施設、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ系施設は15,689箇所、延長は8,485kmとなっており、これらは多くの市民に利用・活用され、市民共有の財産として運営されてきました。

これらの公共施設においては、民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図るよう、指定管理者制度を導入し、利用料金制の適用を進めるなど、施設の効果的・効率的な管理・運営の取組みも行われてきましたが、老朽化の影響から施設の維持管理経費は増加の傾向が続くものと見込まれています。

豊橋市では将来、人口減少による財政悪化が予想されます。公共施設を取り巻く環境は厳しさを増しており、利用者に適切なサービスを継続するための維持管理と更新の費用を確保することも容易ではありません。維持管理・更新コストの縮減や、施設利用率の向上とともに、施設利用のコストを具体的に説明して、施設利用者の理解を得たうえで、適正な使用料を負担していただくことが必要となります。このことは建物系施設だけでなく、インフラ系施設のうち、受益者が特定される施設においても同様と考えられます。

豊橋市では、公共施設の設置目的や利用状況などを考慮して、利用者の実態に応じた負担が適切な水準となるよう、使用料の見直しが行われてきました。引き続き、使用料の適正化を図るとともに、利用の向上や減額・免除のあり方なども含めた多様な観点から、公共施設のより良い運営がされることを強く期待します。

1. 使用料の負担のあり方について

豊橋市における公共施設の使用料は、施設の運営経費を基に設定されていますが、現在、使用料だけでは維持管理できていません。不足している経費は税金等の公費で賄われており、施設を利用しない市民も間接的に負担している形になっています。

施設利用の対価である公共施設の使用料は、施設の現状や将来見通しを踏まえて、増加傾向にある維持管理や改修などの経費に充てるために、適正な使用料を設定する必要があると考えます。

(意見)

○公共施設は、行政サービスを提供する拠点として、将来に亘って安定的に管理・運営していく市民共有の財産です。そのため、サービスの提供に要する経費に充てられる使用料は、市民の合意が得られる内容とすべきです。

○市民の合意を形成する際には、誰がどの経費を負担するかを明確にし、施設のサービス水準やコストの範囲、利用実態などを踏まえ、負担の公平性を担保していく必要があります。

○負担の公平性の観点では、使用料の減額・免除などの運用のあり方や無料利用施設の有料化などについても検討すべきと考えられます。

2. 施設利用の促進について

公共施設が日々多くの市民に利用・活用されるように管理・運営を行い、市民福祉の一層の向上を図ることは行政の務めです。そのため、さまざまな取り組みを行い利用人数の増加や施設稼働率を高めることが重要です。

豊橋市の公共施設の中には、土日・祝日の利用に比べ平日の利用が少ない施設、時間帯による利用状況の差、また、季節によって利用に偏りがある施設などがあります。これらを改善することで、施設利用の促進によりサービス向上を図るべきです。

(意見)

- 土日・祝日に利用が集中する施設や、時間帯によって利用状況に差がある施設、また、季節によって繁忙・閑散が生じる施設については、土日・祝日料金や時間帯別料金、季節料金の導入などの検討が必要です。
- 土日・祝日料金や季節料金の検討に当たっては、市民サービスの向上と使用料の増収、それぞれの視点を持って、繁忙期での引き上げや閑散期での割引なども検討する必要があります。

3. 使用料見直しの方向性について

豊橋市では、これまで概ね5年ごとに使用料の見直しが行われてきました。しかし、現状では施設のコストに対して利用者が使用料等で負担する割合が低くなっている施設が見られます。一方、多くの施設で維持管理コストが上昇しています。施設の現状や将来の維持管理・更新計画などを踏まえると、引き続き、使用料の適正化を進めるべきだと考えられます。

使用料の見直しに当たっては、施設を利用する人とそうでない人との間に不公平感を生じさせないことが重要です。また、基本的な方針を明確にししながら、見直し内容を検討することが必要です。

さらに、水道や下水道などのインフラ系施設では、今後の施設更新需要も見据えて使用料の見直しを検討しなければならないと考えます。

(意見)

○使用料の見直しに当たっては、施設利用により利益を受ける「受益者」が、そのコストを負担する「受益者負担の原則」を基本的な考え方とすべきです。

○使用料の算定に当たっては、将来の維持管理・更新コストを考慮し、減価償却費などを使用料原価に含めることも検討すべきです。

○使用料の見直しにおいては、利用人数、施設稼働率への影響を考慮するとともに、利用者負担の急激な増加への影響を踏まえた激変緩和措置なども、合わせて検討すべきです。その際には、中核市や県内市町村の状況などを参考にすることで説得力が増すものと考えられます。

【豊橋市公共施設のあり方検討委員会開催経過】

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成29年 6月27日 | ・委員会の設置
・公共施設に関する豊橋市の取組み
と今後のスケジュールについて |
| 第2回 | 平成29年 8月 3日 | ・使用料の改定について(案)について
審議 |
| 第3回 | 平成29年10月 6日 | ・使用料の改定について審議
・意見の取りまとめ |
| 第4回 | 平成29年12月20日 | ・意見書の提出 |

【豊橋市公共施設のあり方検討委員会】

会 長 石 原 俊 彦

副会長 功 刀 由 紀 子

委 員 大久保 守 晃

委 員 酒 井 大 策

委 員 鳥 居 光 代